医療費擦除について

令和2年分以降の確定申告において医療費控除を受ける場合、領収書の添付または提示が不要となりましたが、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必須となります。役場の申告相談会場で申告される方は事前の作成をお願いします。様式は国税庁のウェブサイトからダウンロードできるほか税務課窓口に備え付けてあります。

なお医療保険者から送付される「医療費のお知らせ(医療費通知)」を明細書の代わりとすることもできますが、記載がない期間の分については明細書を作成する必要がありますので、ご注意ください。

★お願い★

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、医療費控除による還付申告のみの方は、できる限りe-Taxまたは郵送による申告書の提出をお願いします。

※e-Taxまたは郵送による申告書の提出方法については「広報おのまち11月号」をご覧ください。

●税務課 ☎72-6932

新型コロナウイルス感染症による 令和3年度固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者などのうち、一定の要件を満た す方は令和3年度固定資産税の負担軽減の特例が受けられます。

【対象者】

- ①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ②資本または出資を有しない法人のうち従業員数が 1,000人以下の法人(ただし大企業の子会社など は対象外)
- ③常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業主

【対象となる固定資産】

- ①事業用家屋
- ②償却資産
- ※土地や住宅用家屋などは対象になりません。

【軽減割合】

令和2年2月から10月までの任意の連続する3 カ月間の売上高が、前年の同期間と比較して、

- ①30%以上50%未満減少している場合、課税標準額の2分の1
- ②50%以上減少している場合、課税標準額の全額 が軽減されます。

【申告の手続き】

売上高の減少などについて認定経営革新等支援機関など(税理士、公認会計士、商工会など)の確認を受けた後、特例申告書と関係資料を税務課に提出してください。

※例年、償却資産の申告を行っている場合は、その 申告書も同時に提出してください。

【申告の期間】

令和3年1月4日 別から2月1日 別まで (郵送の場合、2月1日 消印有効)

なお申告期限を過ぎた場合は軽減を受けられませんのでご注意ください。

※詳細な内容については、「町公式ウェブサイト」を ご覧ください。

圖税務課 ☎72-6932